

陸上自衛隊和歌山駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストはオープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積り合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
83	重油地下タンク及び埋設配管漏 洩点検ほか1件	和歌山駐屯地	8.3.31	8.1.6	8.1.16 10:30	8.1.16 10:30	無	
84	和歌山駐屯地産業廃棄物処分	和歌山駐屯地	8.3.31	8.1.6	8.1.16 13:30	8.1.16 13:30	無	

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒644-0044

住所 和歌山県日高郡美浜町和田1138

契約機関名 陸上自衛隊和歌山駐屯地第398会計隊和歌山派遣隊（担当：上中）

電話番号 0738-22-2501（内線346） メール ma418fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

仕 様 書

- 1 作業名称 : 重油地下タンク及び埋設配管漏洩点検
- 2 作業場所 : 和歌山県日高郡美浜町和田1138 陸上自衛隊和歌山駐屯地
- 3 時 期 : 契約日～ 令和8年3月31日
- 4 作業概要 : 消防法第14条の3の2に基づく点検と報告書作成 (消防署へ提出)
 - (1) ボイラー重油地下タンク (30KL) 1基
 - (2) 地下埋設配管 (通気管 : 50A) ≒ 9m
 - (3) 地下埋設配管 (注油管 : 80A) ≒ 10m
 - (4) 地下埋設配管 (吸上管 : 40A) ≒ 11m
 - (5) 地下埋設配管 (戻り管 : 40A) ≒ 8m

5 一般事項

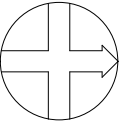
- (1) 本作業は、一般財団法人全国危険物安全協会が実施する地下タンク等に係る定期点検技術者講習会修了者等が、本仕様書・消防法及び危険物取扱法規則に基づき実施すること。
- (2) 本作業は、安全の確保を十分に行い実施すること。また、作業中は現場の整理整頓・危害予防及び火災予防に十分注意すること。
- (3) 作業者の不注意により、施設等を損傷させた場合は、請負者の責任において直ちに復旧するものとする。
- (4) 点検結果において漏洩等、異常が認められた場合には、異常箇所を特定するとともに、その原因を明らかにし、係官に報告するものとする。
- (5) 本作業に伴い関係機関への届出及び必要な検査については、請負業者の責任において実施すること。
- (6) 点検終了後、点検実施報告書を係官に提出するものとする。
- (7) 作業に必要な、電気及び水道料を駐屯地より使用する場合、その使用料金は官側の算定に基づき請負業者負担とする。

6 特記事項

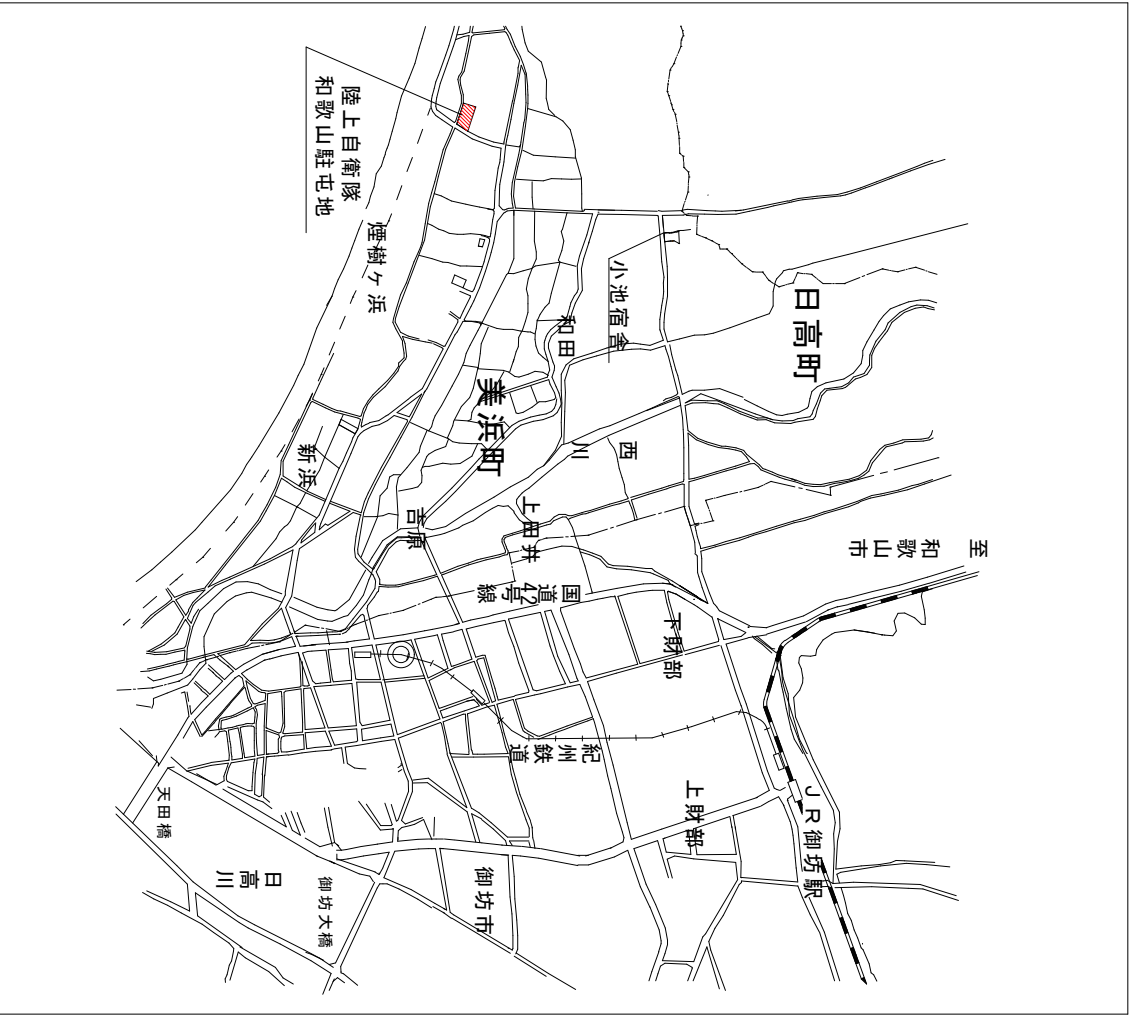
- (1) 共通点検要領
 - ア 点検は、関係規則に基づき、気相部ならびに液相部の検査を実施すること。
 - イ 漏洩感知管等による地下水位を確認し、点検の有効性及び点検範囲を確認すること。
 - ウ 開口部をバルブ止め板等で封鎖し、圧力計・温度計・安全装置等 (ガスを排出する) の計測装置を取り付けること。
 - エ 貯蔵液温度、点検前の気温及び気象状況を記録すること。
 - オ 測定した圧力を5分ごとにプロットし、試験経過図を作成すること。
- (2) 地下タンク点検要領
タンク内の残量を測定し、液面の高さを測定すること。
- (3) 地下埋設配管の点検要領
点検範囲の配管から液体を抜き取り、気相部となっていることを確認すること。

7 提出書類等

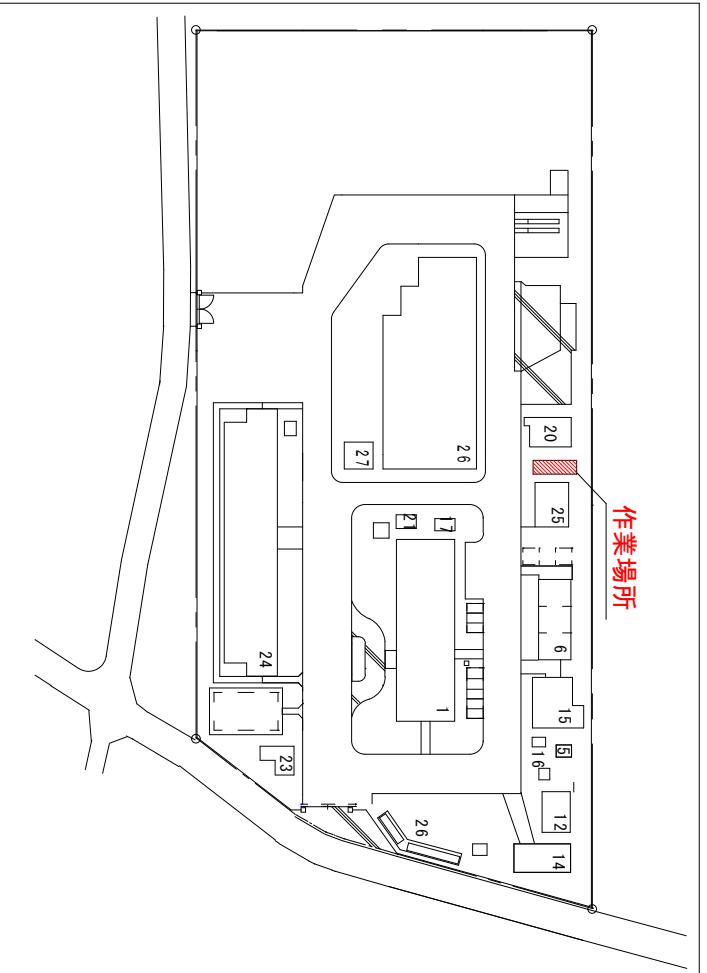
- (1) 工事等入門許可申請書 : 契約締結後速やかに
- (2) 作業工程表 : 契約締結後速やかに
- (3) 各点検実施報告書
- (4) 作業着手、完了届 : 着手・完了時
- (5) 作業写真 : 着手前・作業中・完成時 (工事写真簿等に整理し、ネガと共に)
- (6) 危険物取扱者免状等の免許のコピー
- (7) その都度示された書類



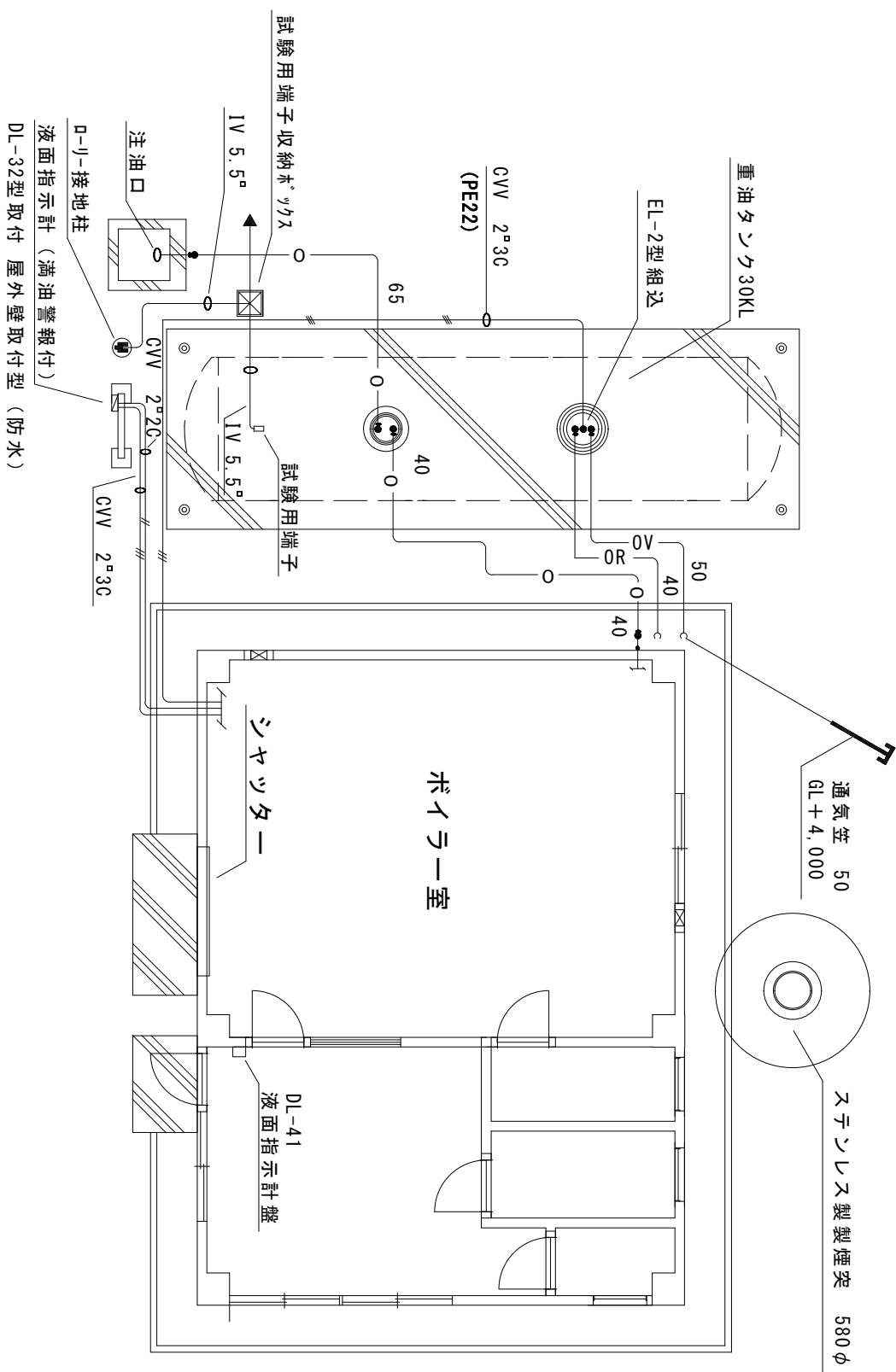
案内図



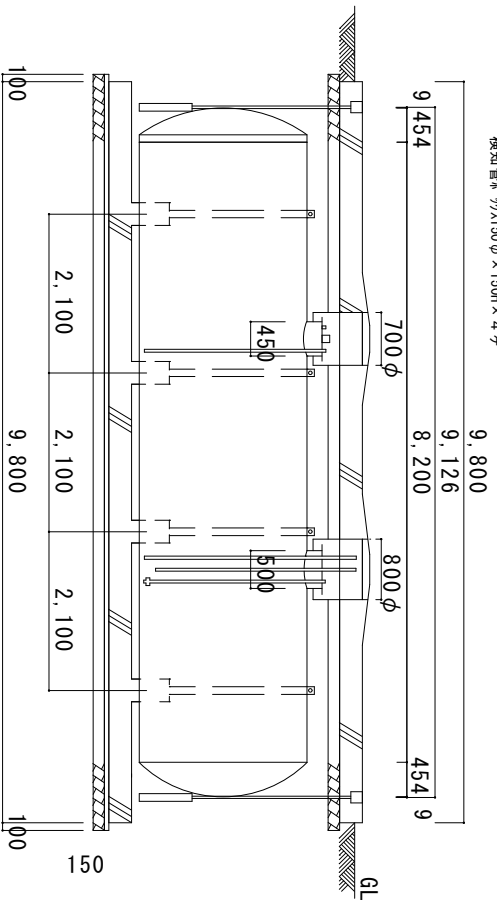
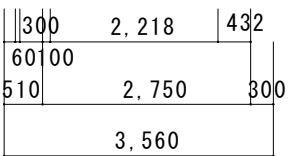
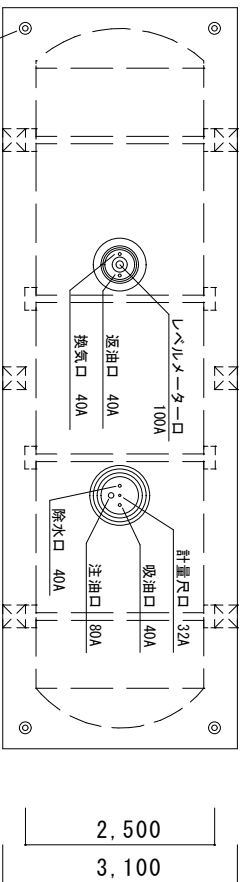
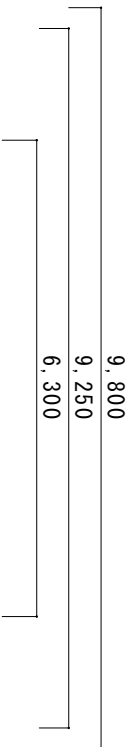
配置図



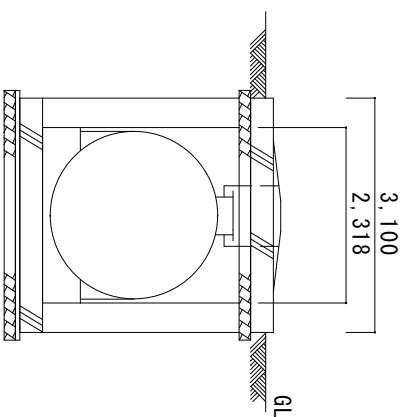
地下タンク配置図



地下タンク詳細図



地下埋設オイルタンク	
形状	φ 2,200 × 8,200 ^L
板厚	9 ^t × 9 ^t
プロテクター	φ 700 × 3.2 ^t φ 800 × 3.2 ^t
検知管	32 × 2,700 ^L
同上ボックス	φ 150 × 150 ^H
申請容量	3,000



仕 様 書

- 1 作業名称 : 軽油地下タンク及び埋設配管漏洩点検
- 2 作業場所 : 和歌山県日高郡美浜町和田1138 陸上自衛隊和歌山駐屯地
- 3 時 期 : 契約日～ 令和8年3月31日
- 4 作業概要 : 消防法第14条の3の2に基づく点検と報告書作成 (消防署へ提出)
 - (1) 軽油地下タンク (10KL) 1基
 - (2) 地下埋設配管 (通気管 : 32A)
 - (3) 地下埋設配管 (注油管 : 65A)
 - (4) 地下埋設配管 (吸上管 : 32A)

5 一般事項

- (1) 本作業は、一般財団法人全国危険物安全協会が実施する地下タンク等に係る定期点検技術者講習会修了者等が、本仕様書・消防法及び危険物取扱法規則に基づき実施すること。
- (2) 本作業は、安全の確保を十分に行い実施すること。また、作業中は現場の整理整頓・危害予防及び火災予防に十分注意すること。
- (3) 作業者の不注意により、施設等を損傷させた場合は、請負者の責任において直ちに復旧するものとする。
- (4) 点検結果において漏洩等、異常が認められた場合には、異常箇所を特定するとともに、その原因を明らかにし、係官に報告するものとする。
- (5) 本作業に伴い関係機関への届出及び必要な検査については、請負業者の責任において実施すること。
- (6) 点検終了後、点検実施報告書を係官に提出するものとする。
- (7) 作業に必要な、電気及び水道料を駐屯地より使用する場合、その使用料金は官側の算定に基づき請負業者負担とする。

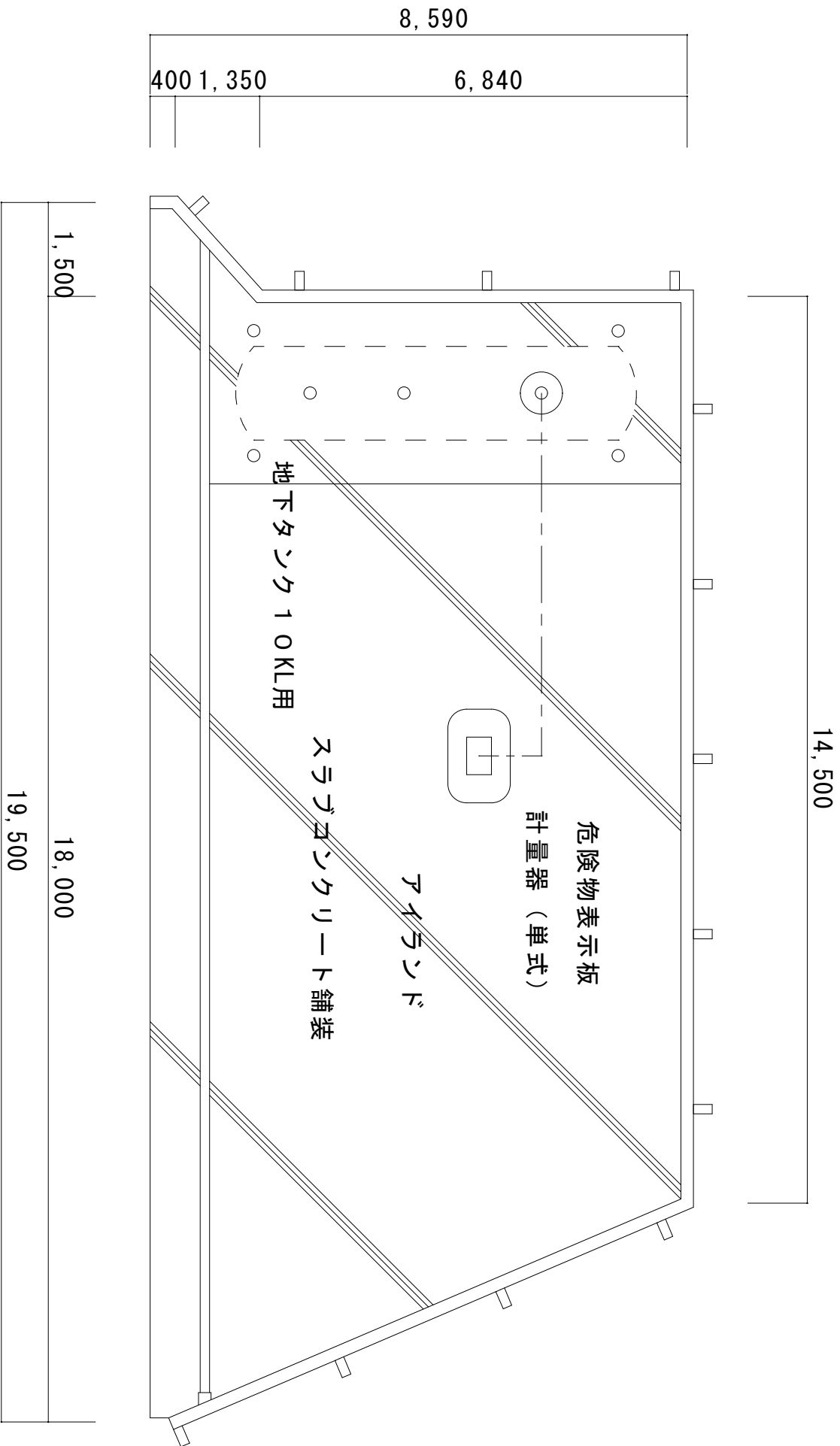
6 特記事項

- (1) 共通点検要領
 - ア 点検は、関係規則に基づき、気相部ならびに液相部の検査を実施すること。
 - イ 漏洩感知管等による地下水位を確認し、点検の有効性及び点検範囲を確認すること。
 - ウ 開口部をバルブ止め板等で封鎖し、圧力計・温度計・安全装置等 (ガスを排出する) の計測装置を取り付けること。
 - エ 貯蔵液温度、点検前の気温及び気象状況を記録すること。
 - オ 測定した圧力を5分ごとにプロットし、試験経過図を作成すること。
- (2) 地下タンク点検要領
タンク内の残量を測定し、液面の高さを測定すること。
- (3) 地下埋設配管の点検要領
点検範囲の配管から液体を抜き取り、気相部となっていることを確認すること。

7 提出書類等

- (1) 工事等許可申請書 : 契約締結後速やかに
- (2) 作業工程表 : 契約締結後速やかに
- (3) 各点検実施報告書
- (4) 作業着手、完了届 : 着手・完了時
- (5) 作業写真 : 着手前・作業中・完成時 (工事写真簿等に整理し、ネガと共に)
- (6) 危険物取扱者免状等の免許のコピー
- (7) その都度示された書類

地下タンク配置図



見積書

件名リスト一連番号	83
-----------	----

見積金額 ¥

(消費税及び地方税を含まない。)

NO	品名	規格	単位	数量	単価	金額
1	重油地下タンク及び埋設配管漏洩点検	仕様書のとおり	式	1		
2	軽油地下タンク及び埋設配管漏洩点検	仕様書のとおり	式	1		
3		以下余白				
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
納入(履行)場所		和歌山駐屯地	納期(履行期限)		8.3.31	
落札方法		総額決定	見積書有効期間			
契約保証金		免除				

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ見積いたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和8年1月16日

分任契約担当官

陸上自衛隊和歌山駐屯地

第398会計隊和歌山派遣隊長 牧原 佑磨 殿

住所
会社名
代表者名
担当者名
連絡先

(注)押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

市場価格調査書

¥

(消費税及び地方税を含まない。)

NO	品名	規格	単位	数量	単価	金額
1	重油地下タンク及び埋設配管漏洩点検	仕様書のとおり	式	1		
2	軽油地下タンク及び埋設配管漏洩点検	仕様書のとおり	式	1		
3		以下余白				
4	内訳明細 (各明細を下に記載)					
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
納入(履行)場所		和歌山駐屯地	納期(履行期限)		8.3.31	
落札方法		総額決定				

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊和歌山駐屯地

第398会計隊和歌山派遣隊長 牧原 佑磨 殿

住所
会社名
代表者名
担当者名
連絡先

見積書

件名リスト一連番号	84
-----------	----

見積金額 ¥

(消費税及び地方税を含まない。)

NO	品名	規格	単位	数量	単価	金額
1	和歌山駐屯地産業廃棄物処分	仕様書のとおり	式	1		
2		以下余白				
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
納入(履行)場所		和歌山駐屯地	納期(履行期限)		8.3.31	
落札方法		総額決定	見積書有効期間			
契約保証金		免除				

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ見積いたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和8年1月16日

分任契約担当官

陸上自衛隊和歌山駐屯地

第398会計隊和歌山派遣隊長 牧原 佑磨 殿

住所
会社名
代表者名
担当者名
連絡先

(注)押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

市場価格調査書

¥

(消費税及び地方税を含まない。)

NO	品名	規格	単位	数量	単価	金額
1	和歌山駐屯地産業廃棄物処分	仕様書のとおり	式	1		
2		以下余白				
3						
4	内訳明細 (各明細を下に記載)					
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
納入(履行)場所		和歌山駐屯地	納期(履行期限)		8.3.31	
落札方法		総額決定				

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊和歌山駐屯地

第398会計隊和歌山派遣隊長 牧原 佑磨 殿

住所
会社名
代表者名
担当者名
連絡先

調達要求書番号：

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
和歌山駐屯地産業廃棄物処分	承認	令和7年12月17日
	作成	令和7年12月17日
	変更	年 月 日
	作成部隊等名	第304水際障害中隊

1 場 所

和歌山県日高郡美浜町和田1138 陸上自衛隊和歌山駐屯地内

2 時 期

契約締結日～令和8年3月31日

※細部実施時期については担当官と調整する。

3 実施概要

本作業は、陸上自衛隊和歌山駐屯地内で発生した廃棄物の運搬・最終処分を実施するものである。

種 類	数 量	備 考
金属くず（塗料等付着） オイルエレメント ゴムホース 廃プラスチック類等	200Lドラム缶9本分	

4 一般仕様

- (1) 本作業は、本仕様書及び廃棄物処理法を遵守し実施するものとする。なお仕様書に記載なき事項については、事前に監督官と協議の上指示に従うこと。
- (2) 本業務は、すべて丁重かつ確実に実施すること。受注者は業務実施に先立ち監督官と協議の上、了承を得た後、作業を実施すること。
- (3) 受注者は、業務の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着手前・実施中・完了及び監督官の指示箇所とする。また写真は、作業完成後速やかに現像し、A4アルバムに整理の上1部提出すること。デジタルカメラを使用する場合においても前途に準じて実施すること。

- (4) 本作業は受注者の責任の上実施とし、隊員若しくは部外者等に障害を与えた場合又は施設等を破損した場合は速やかに監督官へ報告し、この原因が施工に係ると認められた場合はすべて請負者が補償及び賠償の責を負うものとする。
- (5) 作業に際し仕様書・図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い良心的に実施すること。
- (6) 作業実施時間帯は平日（土・日及び祝祭日除く）の午前8時15分から午後5時迄を基本とする。その他時間帯に作業を実施する場合には事前に監督官と協議の上指示に従うこと。

5 特記事項

- (1) 令和8年2月5日までに回収するものとし、細部日程は官側と調整すること。係官が指示する産業廃棄物は、請負業者が廃棄物処理法に基づき、処理責任を明確にし、都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託し、一定の処理基準に従って処理すること。
- (2) 処理終了後、マニフェスト（最終処分までの関係書類）を令和8年3月31日までに提出すること。
- (3) 係官が指示するドラム缶を請負業者が駐屯地外へ搬出し、処理後のドラム缶を駐屯地に返納すること。
- (4) 処理については、委託した業者の営業許可書等の写しを提出すること。

6 提出書類

- (1) 工事入門許可証
- (2) 着手・完了届：着手前、完了後速やかに
- (3) マニフェスト：令和8年3月31日まで
- (4) 作業写真（作業前・作業中・作業完了）：役務完了後速やかに

7 完了検査

作業完了後、マニフェストの提出を以て完了検査とし、合格を以て完了とする。